

平成 2 8 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案
(追 加)

議案第 1 1 1 号

新図書館複合施設計画、及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例の制定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項の規定による上尾市条例制定請求を平成 2 8 年 1 2 月 2 日に受理したので、同条第 3 項の規定により、別紙のとおり意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日提出

上尾市長 島 村 穰

新図書館複合施設計画、及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、新図書館複合施設計画、及びこれに係る市費の支出について賛成または反対の市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票の実施）

第 2 条 前条の目的を達成するため、新図書館複合施設計画、及びこれに係る市費の支出に、賛成または反対の市民の意思を表明する住民投票（以下「住民投票」という。）を行う。

（住民投票の執行）

第 3 条 住民投票は市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、上尾市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

（住民投票の期日）

第 4 条 住民投票は、この条例の施行の日から 6 0 日以内に執行するものとする。

（住民投票の資格者）

第 5 条 住民投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 1 条第 1 項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2 住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、新図書館複合施設計画、及びこれに係る市費の支出に賛成するときは○、反対の時は×の記号を投票用紙に自ら記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定に関わらず、心身の故障その他の事由により、自ら○又は×の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申し立て、代理投票をさせることができる。

(情報公開)

第7条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない。

3 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票広報の発行、住民投票広報広告の掲載その他の投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うとともに、投票条件にかかわる情報の公開、提供に努めなければならない。

4 選挙管理委員会は、前項の広報活動及び情報の公開、提供に際しては、投票案件に対する賛成意見及び反対意見を公平かつ中立に扱うよう留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意見が拘束され、もしくは不当に干渉され、または市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他の住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定した時は、ただち

にこれを公表するとともに、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない

(投票結果の尊重)

第11条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

この場合において、投票したものの賛否いずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。

(規則への委任等)

第12条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の日の翌日から起算して90日を経過した後、その効力を失う。

現在の上尾市図書館本館は、昭和56年6月に開館して以来、市民の求めに応じ、多種多様な図書資料の収集と情報提供サービスを行い、市民の教養や文化水準の向上、調査研究など生涯にわたる学習活動を積極的に支援し、市民の心豊かな生活の実現を図ってまいりました。

しかし、建設後35年が経過するなかで、図書資料の収蔵スペースは限界に達しており、閲覧席の不足やバリアフリー化の必要性、さらに、市民要望の多い専用の学習席の整備などの課題が指摘されてまいりました。こうした状況を受けて、新図書館建設の必要性に関する議論が深まり、本市の最上位計画である上尾市総合計画で、新図書館の建設を位置付けてきたものであります。

この新図書館の建設は、単に図書館を新設するということではなく、上尾市における図書館の全ての蔵書を集中管理し、市内の分館及び公民館図書室の充実を図るための中心拠点として整備するという意義も持つものであります。

こうしたなか、平成27年3月に策定した上尾市公共施設等総合管理計画では、公共建築物について、原則として、施設の複合化や多機能化、必要とされる機能の峻別^{しゅん}と補完により、総量を縮減し、新規整備は抑制するとの方針を示したところです。

この方針に基づいて、新図書館建設に際しては、現図書館本館と老朽化して更新時期を迎えている庁舎別館の青少年センターを複合化することにより、総量の縮減と機能の補完が期待できるほか、さらに研修室や会議室、学習室、郷土資料コーナーなど多くの機能を持つ社会教育施設と複合することで、子供から高齢者まで市民の学びの場、情報発信の拠点として、相乗効果も期待するものであります。

なお、財政面においては、公共施設最適化事業債を活用して、財政負担の削減を図るとともに、後年度における財政負担の平準化を計画しております。

次に、これまでの経緯について申し上げます。

平成26年1月に開催した政策会議で、多くの候補地の中から、現在

建設を計画している上平公園西側を選定いたしました。

このことについては、同年３月の市議会代表者会議の中で報告するとともに、平成２６年度当初予算案に候補地の測量業務委託料などの予算を計上し、議会の御承認をいただきました。

その後、平成２９年度の建設着手に向けたスケジュールに従い、基本構想の策定、複合化の検討、不動産鑑定、基本設計を実施し、実施設計に着手してまいりました。これらの事業を進めるに当たっては、その都度、議会に説明をさせていただき、議決案件については御承認をいただいております。

また、平成２８年９月の定例市議会では「財産の取得について」の議案を可決いただき、土地所有者との間で、建設用地の売買契約を締結いたしました。

一方で、この間、議会には請願書が２度提出されました。１度目は、平成２７年市議会６月定例会に提出された「（仮称）上尾市中央図書館の移転計画の見直しを求める請願」であり、２度目は、平成２８年市議会６月定例会に提出された「上尾市図書館本館の移転新築計画の実施凍結と再検討を求める請願」であります。これらの請願については、いずれも賛成少数で不採択となっております。

次に、本条例案の内容に関して、疑問点ないし問題点を申し述べます。

本条例案の第１条では、この条例の制定の目的を「賛成または反対の市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ること」であると定めておりますが、ただいま申し上げたとおり、新図書館複合施設の建設計画については、これまで約３年にわたり市民の代表である議会でも審議をいただき、適正に進めてきたものでございます。したがって、この事業自体が、民主的かつ健全な運営のなかで進めてきたものであると理解しております。

また、新図書館複合施設計画及びこれに係る市費の支出に関しては、建設時期、建設場所、図書館としての規模、複合する施設など、多岐にわたる内容を含んでおります。したがって、第６条にあるように賛成・反対の意思を単なる○×の二分法で結論付けることは適切ではないと考えるものです。

現在に至るまで、基本構想や図書館サービス計画の策定におけるパブリックコメント、図書館協議会、建設懇話会など、市民の多様な意見もいただき、市議会でも十分な審議をいただいております。また、先ほど申し上げましたとおり、現在は建設用地の売買契約も済み、来年度の建設着手に向けて、実施設計を進めているところでございます。

繰り返しになりますが、現在の図書館本館には、規模や機能の面で課題があります。これを解決するとともに、上尾に住む全ての人々、特に未来を担う子供たちが自ら学び、考え、そして成長していくために、今回建設する新図書館複合施設は、その礎になるものと考えております。

すなわち、将来の上尾を見据えたとき、新図書館複合施設が、あらゆる市民の学びの場、知の拠点として、上尾の文化水準の向上に寄与し、魅力あるまちづくりの一翼を担うものと確信しているものであります。

現在、少子高齢社会、人口減少社会を迎え、各都市は生き残りを賭けた都市間競争が始まっております。こうした時代であるからこそ、新図書館複合施設は、上尾市のシティセールスにも大きく貢献できるものと考えております。

以上のことから、私は、上尾市長として「新図書館複合施設計画、及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例」は、制定する必要のないものであると考えます。